

弁護士の活動領域の拡充を目指して

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.yokoben.or.jp/>

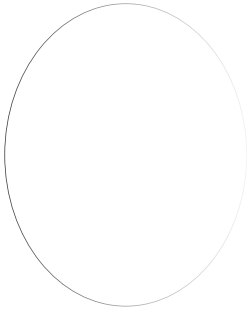
新理事者就任披露懇親会のご案内
日時 平成27年4月1日(水)午後6時より
場所 ホテルニューグランド3階「ペリー来航の間」



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

平成27年度の当会理事者に、①新理事者として一言、②略歴、③趣味等、について語ってもらった。

次期会長



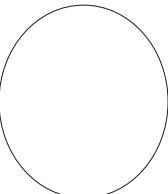
竹森 裕子
(40期)

①平成27年度会長を務めさせていただくことになりました。1年間どうぞ宜しくお願い致します。

改めて弁護士と弁護士会をとりまく状況等がひしひしと身に迫ってきました。弁護士大量増員時代にあつて、経済環境の厳しさは、若手にとどまりません。しかし、ピンチをチャンスに変える好機と積極的にとらえる視点も必要だと思います。

法の支配を社会の隅々に行き渡らせるために弁護士がなしている事は多々あります。弁護士の活動領域の拡充等に知恵を結集し、今は遅々とした歩みに見えても成果が実る将来を目指しましょう。

次期副会長



佐藤 正幸
(44期)

①多事多難な折、会長を補佐して適切に会務を遂行することは勿論ですが、もっとスマートにできると若手会員に思っていました。ただ意味があらうと考えています。

平成22年6月2日前野義広弁護士を失った業務妨害事件は衝撃でした。前野事件すら知らないとの若手会員の声も聞かれますが、坂本弁護士事件と併せて両事件の教訓を風化させてはなりません。市民の弁護士に対する期待に応え、弁護士の使命を果たすには、弁護士

が我身を守る方法を心得ておくことが絶対に必要です。課題山積ですが、副会長と力を合わせ、会務に取り組みます。ご指導ご支援を宜しくお願い致します。

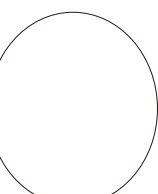
②広島県生まれ。一橋大学法学部・社会学部卒。横浜修習。昭和63年当会登録。鈴木繁次法律事務所

所で4年勤務。独立後2年一人事務所を経て、平成6年7月本間・竹森法律事務所開設。

③推理小説・ドラマ、美術館めぐり、園芸、ビール、猫(ペット法研究会会員、猫部会のみぞり)が趣味です。2度目のベルギー猫祭&ビールの旅を目指します。

く、会内でも従前なら当然視されていたことがそうでもなくなってきた。明大昭平・法律事務所勤務に就任していただき、平成16年に現在の事務所を開設しました。

③趣味は、理事者としての品位を欠くものが多いので割愛しますが、スポーツは卓球、柔道、バドミントンをしていました。

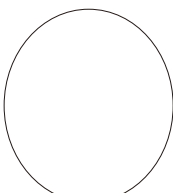


妹尾 孝之
(55期)

③修習のときからテニスを始めて今も続けています。周りからは「ひざは大丈夫か」とか「コートが傷まないか」などと言われ、本人はいたって快適にテニスを楽しんでいます。

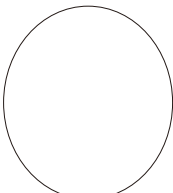
ヤンプ、スキー、ゴルフは縁遠くなり、15年に亘る息子の軟式野球の応援も終え、今はドライブと温泉巡り程度です。

③趣味と呼べるようなものはあまりありませんが、家族ドライブとかが趣味になるのでしょうか。今年1年、よろしくお願いたします。

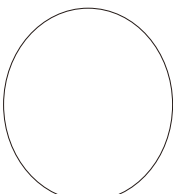


坂本 正之
(53期)

①多くの不安を抱えながらの副会長就任ですが、まずは仲良く楽しい執行部を作り、そのチームワークで、弁護士のための各種施策を行っていき



杉本 朗
(45期)



佐藤 裕
(52期)

①先般の再選挙で副会長に選出された杉本です。調査室を6年やって、すでに弁護士会へのご恩返しはすんだものと思ってい

ました。が、今回、副会長を引き受けることになりました。

②横浜生まれで横浜翠嵐高校から中央大学法学部

②神戸出身で、東京大学法学部を卒業後、一念発起して、法曹の道を目指し、弁護士となりました。

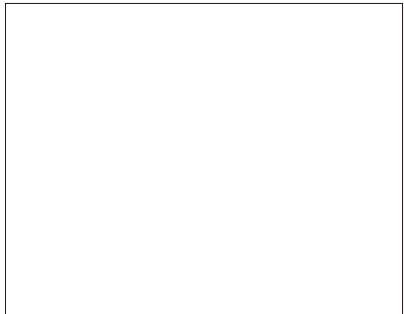
③野球観戦が好きで、福岡の球団の応援のため、昨年は3回ほど遠征をしました。今年はちょっと難しいですが。

山ゆり

漫画家岡崎京子の大規模展『戦場のガールズライフ』が世田谷文学館で開かれている▼展覧会のタイトルからして『元オリーブ少女』達に美しい思い出や同じだけの歴史を想起させるものであるが、あたたかも『回顧展』のような内容に、あの時代から随分遠くまで来てしまったことを実感する▼彼女の作品群は、80年代後半から90年代の半ばに書かれた▼『高度経済成長』『パブル』といった甘美な共同幻想がまだ機能していた時代、それを否定するわけでもなく、受け容れるわけでもなく、日常という平板な戦場を生きる女の子たち(と、それに振り回されていた男の子たち)の姿を見事に活写してみせた▼なかでも、『PINK』『リバーズエッジ』『ヘルタースケルター』といった代表作は、肥大する欲望と愛と自己破壊の歪んだトリニティを描ききつた、サブカルチャーの範疇には収まらない、極めてストレートな文学であり、事件だった▼飲酒運転の車による交通事故により、彼女のペンはある時から止まったままである▼経済的停滞の中、社会の様々な場所で息苦しさを感じる今、彼女はどんな言葉で世界を照らすのか、中年になった僕は今も新作を待ち続けている。(山田 一誠)

多数の参加者、憲法問題の関心高く 人権シンポ in かながわ 2015

人権賞贈呈式



本年度の横浜弁護士会人権賞は特定非営利活動法人SHIPと一般社団法人インクルージョンネットよこはまが受賞した。SHIPは、性的マイノリティの人々に対する支援事業や教育機関等への啓発活動を行い、多くの成果を上げている。インクルージョンネットよこはまは、生活困難者の自立などのための相談・支援の体制を作り、市民によるセーフティネットの全国モデルとされている。今後も、益々の活躍が期待される。

(消費者問題対策委員会
委員長 佐藤 進一)

1月24日、横浜市開港記念会館にて、人権シンポinかながわ2015が開催された。

「憲法企画2本立て！」

- 憲法劇「9条は守りたいのに口ベタなあなたへ」
- 講演「ヘイトスピーチと嫌韓を考える」

シンポジウム前半は、改憲問題をテーマとした憲法劇「9条は守りたいのに口ベタなあなたへ」が上演された。主人

公である護憲派の主婦が日常生活の中で、改憲派から護憲派に対してなされる様々な意見に接し、護憲派としての自分の考えを深めていく様子がユーモアを交えながらも分かりやすく演じられた。明日に向かい、憲法についての話を続けていくことが重要であるという力強いメッセージが観衆に伝わる熱演であった。

後半は、神奈川県法科大学院の阿部浩己教授による「ヘイトス

ピーチと嫌韓を考える」というテーマで講演があった。まず、フランスにおける襲撃事件の背後には多数派と少数派の間の社会的・文化的亀裂があるとの話がなされた。そして、日本においても問題となっているヘイトスピーチはまさに少数派に対する表現による暴力であり、国家がヘイトスピーチにどのように対処するかということは、最終的にはどのように平和を構築するのかにつながるという見解が示された。

また、日本政府は、以前は認めていなかったヘイトスピーチの存在を認め、たものの対策としては未だ不十分であり、包括的差別禁止法の制定が急務であるという提案がなされた。

阿部教授は「今、我々に問われているのはこれからどのような社会を作りたいかということであり、敵味方関係への分断を拒否することこそが強

かながわの消費者教育を
考えよう

シンポジウム

かながわの消費者教育を 考えよう

つた。会場となった横浜市開港記念会館講堂には多くの聴衆が詰めかけた。憲法問題に対する関心は非常に高まっている。

ていく立場にある者として、積極的な活動をしていくことが求められている、そのために消費者教育が大変重要であるという話があり、大変に意義深いものであった。

講演の後、西村教授、神奈川県消費生活相談員ネットワーク会長の田坂美砂子氏、日弁連消費者教育・ネットワーク部会長の靄岡寿治氏を交え、パネルディスカッションを行った。

「消費者市民社会」の形成を目的とした消費者教育推進法が施行されてから2年が経った。しかし、消費者教育への取り組みはまだ不十分。そこで、消費者問題対策委員会では、この分野の第一人者である西村隆男横浜国立大学教授を招き、講演をいただいた。西村教授からは、消費者は社会を主体的に形成し

田坂氏からは、消費生活センターで行っている、各学校や高齢者向けの消費者教育についての活動紹介があり、靄岡氏からは、消費者被害の実態を知っている弁護士だからこそ果たすべき役割があるとの熱いこもった話をいただいた。西村教授からは、「神奈川県でも消費者教育のネットワークを作りましょう。弁護士会には、その中心になってもらいたい」との叱咤激励を含んだ提案があり、参加者一同、決意を新たにしたところであった。

シンポジウム

法制化直前！ 取調の全過程録音・録画に向けて

刑事手続きに関するシンポジウムとして「法制化直前！取調の全過程録音・録画に向けて」が開催された。

渡辺一平会員による、刑事事件の取調場面を再現した寸劇が行われた。同じ事件の取調べであっても、録音・録画の有無によって様が変わることが表現されたことで、問題点と議論がより理解しやすいものになった。

続いて、映画監督岡田正行氏、神奈川県報道部長鈴木達也氏、岡田尚会員によるパネルディスカッションが行われ、金谷達成会員が進行役を務めた。

周防氏が、痴漢冤罪事件を扱った映画のための取材過程で、刑事裁判の問題点を次々に目の当たりにしたとの話は非常に興味深いものであった。また、鈴木氏から、報道の立場からみる捜査及び刑事裁判についての問題点が指摘された。岡田会員は、取調べの可視化は、取調べを受ける可能性がある「市民」が考えて行かなければならない問題であると述べ、人権擁護のための取調べの全面的可視化の必要性を強く訴えた。シンポには多数の市民が来場し、人質司法、密室取調の問題点や、全面的可視化の必要性についての議論に熱心に耳を傾けていた。

(会員 保科 綾)

講演会

働くよろこび 横浜高島屋における しょうがい者雇用の取組み

当日はあいにく肌寒く、メイン企画が終了した土曜日の午後4時に果たして来場される方はいるのだろうかとの心配をよそに、開港記念会館の6号室はあつという間に91人の来場者で満員となった。

講師の大橋恵子さんは、中学校の教諭から個別支援学級の教員を経て、現在は横浜高島屋で様々な障がいを持つ従業員が集う「ワーキングチーム」のジョブコーチとして活躍している方である。就労支援を通して障がい者の生き様に寄り添ってこられた大橋さんの厳しさとユーモアにあふれ

た講演も聞き応えがあったが、それをも圧倒したのは、ワーキングチームで活躍している従業員の方々の発表であった。男女4名の方々が、スライドや動画を駆使し、時には英会話や手話を披露して、障がいによって人生を閉ざされそうになった日々や大橋さんのもとで夢を現実にする生き方を学んでいる今を生き生きと語ってくれた。

そんな人間が生きていく意味を原点から教えてくれた講演会は、私達の心の中に確かな足跡を残し、外の寒さを吹き飛ばす熱気のうちに無事終了した。

(高齢者・障害者の権利に関する委員会
委員長 内嶋 順一)

市民シンポジウム

司法修習生の給費制復活を求め 決意表明

1月21日、当会会館で、『司法修習生の給費制復活を求めて』法曹（裁判官、検察官、弁護士）志願者の激減と私たちの身の回りに起こる問題を考

える市民シンポジウム』が開催された。第1部は当会会員の

佐々木さやか参議院議員による講演で、社会的弱者の権利擁護のための司法ソーシャルワークの拡充や弁護士の役割についてお話し頂

いた。第2部では、福島原発かながわ訴訟原告団

団長の村田弘さんと弁護団員の林裕介会員による原発事故訴訟について

の報告があった。第3部では、お二人

に、水地啓子日弁連副会長、釜井英法日弁連司法修習費用給費制存続緊急対策本部事務局

長及び竹崎祐喜さん（大学4年生）をパネリストに加え、法曹志願者激減と経済的支援と題してディスカッションが行われた。まず司法修習生に対するア

ンケート調査により、修習を行う上での経済的不安により修習活動が委縮している現状について報告がなされた。その後、

司法修習の意義から給費制が必要であり、かつ法曹志願者減少の有効な対策となること、法曹志願者激減による危機等について活発な意見交換が行われた。

最後にシンポジウム全体のまとめとして、司法修習の充実のため給費制の復活を求めるという決意表明を行った。司法修習生の経済的支援の問題については政府内や与党内で検討が続いているが、給費制の復活を我々が訴え続ける必要があることを再確認した。

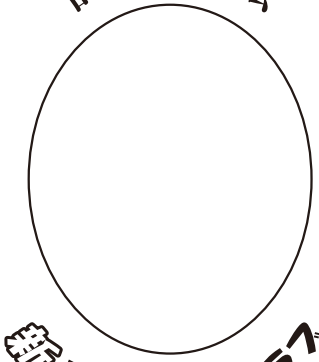
（法曹人口問題・法曹養成制度検討特別委員会副委員長 服部 政克）

前任地の金沢では、弁護士に大変お世話になった。取材相手としてではなく、被告と代理人として。弊社の記事に対する名誉毀損訴訟で、昨

秋に勝訴が確定するまでの約2年半、民事訴訟の大変さを身をもって体験した。記事に対して訴訟を起こされるリスクは、記者に常に付きまとう。書いた記事が「取材もしていない、いいかげんな記事だ」と訴えられるのは、腹が立った半面、不安もあ

った。争点は取材した内容が真実だったのか、真実と信じる相

記者と訴訟



こちら記者クラブ

一つ反論する緻密さに驚き、証拠の重要性を痛感した。取材内容をしっかり記録するこ

能な場合も多い。いつ、どこで、誰に、何を聞いたのか、最終的に証明するのは自分の

当の理由があつたのか。代理人弁護士との打ち合わせでは、原告の主張に書面で一つ

とは、本来は記者にとつて基本中の基本だが、殴り書きのノートは読み返しても解読不

ペンとノートしかないのだ。これまでの取材では、特に民事訴訟の場合、提訴する原告は会見や訴状で主張が詳しく明らかにすることが多かった。一方で、被告側の主張が十分に報道されない現実も、自身が被告となつて感じた。

一審、二審とも「記事は真実と認められる」と判断してもらい、双方とも上告せず、判決が確定した。弁護士業務への理解が格段に深まっただけでなく、取材のあり方を考えさせられた貴重な経験だった。

（東京新聞横浜支局

山田 祐一郎）

理事者室
だより

ラストスパート

副会長 吉川 知恵子

この新聞が発行されるのは副会長の任期も残りわずかとなっている時だと思いますが、原稿を書いている今はまさにラストスパートといった感じで、次期の理事者に少し

でも良い形でバトンを渡していければとの思いで必死です。正直なところ、ようやく会のことかわか

りかけてきたところで引き継ぎという感じです。

しかし、もう1年やれと言われても仕事が干上がって無理だと思うのも事実ですが……

1年間の感想は、「良い塩梅」が大事だし、難しいところでしょうか？

弁護士会のあり方につ

いても色々なご意見があります。強制加入団体なのだから弁護士会としての活動はスリム化して、その分会費を安くすべきだという考えもあれば、弁護士会は積極的に弁護士の使命に基づく社会的活動や個々の会員の業務支援に資する活動を行うべきという意見もありま

す。どちらの意見にもなるほどと思うところがあります。相談業務等の配点についても会員間の公平性を重視すべきとする考えも

行われ、神奈川県土地家屋調査士会の岩倉弘和会長及び当会の小野毅会長が協定書に調印を行っ

た。また、司法記者からの質疑応答も行われた。同協定では、相互に会員を紹介する制度が定められている。すなわち、弁護士にとって、境界紛争等の不動産事件において証拠となる図面が必要となる場合や表示登記の申請が必要な場合等に、土地家屋調査士会を通じて土地家屋調査士の紹介を受けることができる。他方、土地家屋調査士が不動産に関する紛争に遭遇した場合や法律問題に直

ければ、依頼者ニーズを考え専門性を重視すべきという考えもあります。さらには育児期間中の会員への会費減額等の配慮をするならば、介護期間中の会員への配慮はどうなのかという考えもあつたり。

どれも正しいだけに、極端な考えではなく、個別の事案ごとに何が良い塩梅かを考えるべきなのかと感じています。

日頃事件についても落しどころを考えているのが弁護士のはず。色々なご意見はあれど、良い塩梅の会の総意を見つけることができればとの思いを強くしています。

1年間拙い副会長でしたが、本当にありがとうございました。ごさいました。

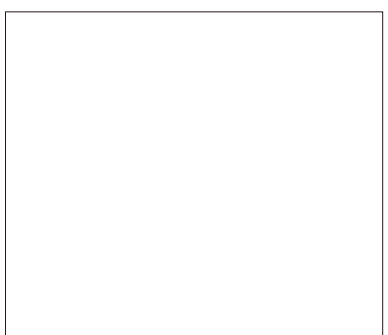
面した場合等に、当会を通じて弁護士の紹介を受けることができる。今後は、相互の業務内容をより深く理解しあい、適切な場面で協力を仰ぐことができるように、業務内容に関する研修会を開催することが予定されている。また、不動産問題に関する相談会を共同して開催することも今後の検討課題とされている。

同協定の締結により、県民のワンストップサービスへの期待に応える体制が整えられていくことに加え、微力ながら会員利益の向上の一助になれば幸いである。

（会員 藤田 章弘）

ワンストップサービスを目指して

土地家屋調査士会との協定調印



弁護士と土地家屋調査士との連携を図るため、これまで約1年半の期間、当会と神奈川県土地家屋調査士会との間で定期的に懇談会を開催してきた。そして、1月30日に当会会館において、弁護士及び土地家屋調査士の紹介等に関する協定が締結されるに至った。協定締結にあたり調印式が

シリーズ

「いま、憲法を考える」

⑤

憲法を持って、街へ出よう。

～やりませんか、憲法出前授業～

1月某日。この日、憲法出前授業の講師を務めた私は20名の参加者に尋ねます。

「皆さん想像して下さい。皆さんの目の前には小学校5年生の男の子がいます。つぶらな瞳をもったその男の子が皆さんに対して、素朴に尋ねます。

『ねえ、憲法って何？』

さて、こう聞かれた皆さんは、この男の子に何て答えますか？『憲法とは、〇〇である。』と答えるとして、この〇〇に

入る言葉を考えてみましょう。相手は小学5年生ですから、できるだけ易しい言葉、分かりやすい言葉で説明して下さいね。」

憲法は中学校3年生の公民の授業で必ず勉強する単元なので、憲法とは〇〇である、に答えることは比較的容易い。「憲法とは『最高法規』である」だとか、「憲法は『基本的人権を守るもの』である」だとか、指名した参加者はみなスラスラと〇〇の中身を埋めていく。

しかし、この設問のポイントには質問者が小学5年生のつぶらな瞳を持った少年というところにある。抽象的な答えでは小学5年生に伝わらないのだ。

そこで私はさらに参加者に質問を重ねていく「例えば、『最高法規』って小学生に分かりますでしょうか？『最高』は、『最も』や『一番』、『法規』は「ルールや約束」と言い換えるとして、なんで憲法は『最高』の約束なのでしょうか？憲法が

『最高』である理由をどうやって説明しましょうか？そして憲法が『最高』の約束だとして、この約束は一体誰と誰の約束なのでしょうか？」

とは何なのか」を一緒に考えていくときには「S MAPの『世界に一つだけの花』って歌。ナンパワンにならなくても良い、もともと特別なオンリーワンってやつ、あれって実は『個人の尊厳』を歌った歌なんですよ」なんて、嘘だかホントだか分からない話も折り込みながら、参加者の皆さんと憲法を切り口に楽しくお話しをする。これが憲法出前授業の肝なのである。

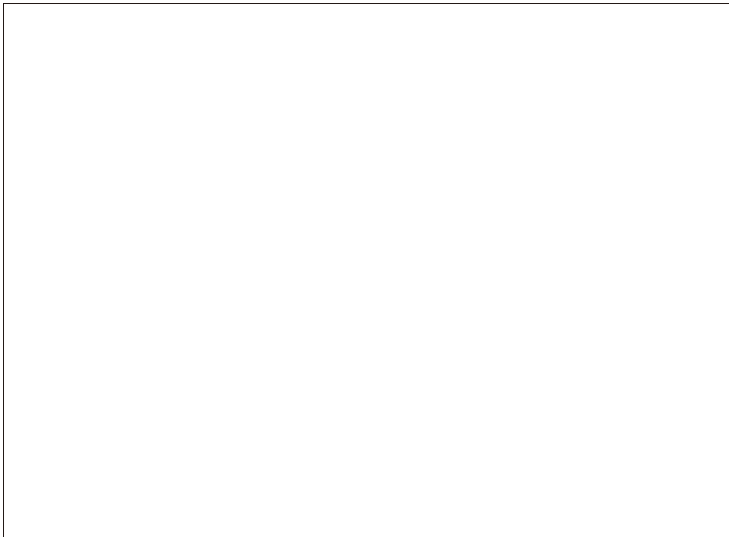
昨年からはじめた当会の憲法出前授業。派遣依頼も順調に増え、その評判も上々であると聞いている。日々の業務や多重会務の合間に、是非是非、憲法を持って一緒に街へ出ましよう。派遣講師、絶賛募集中です。

(会員 飯田 学史)

盛り沢山な 楽しみ



新年宴会
&
賀詞交換会



松も明けた1月8日、新年恒例の賀詞交換会が、来賓を含め61名の出席の下、ロイヤルホールヨコハマで開催された。今年は、在会35年、在会50年、喜寿及び卒寿の各会員26名が表彰を受けた。来賓の祝辞の後、被表彰者を代表し、在会50年の山田尚典会員から、激動の時代を生きたという自らの体験を踏まえた挨拶がなされた。

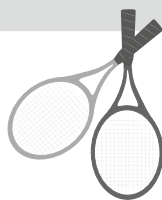
同日夕刻からは、会員25名、弁護士会事務局職員31名が参加して、中華街の萬珍楼本店で新年宴会が催された。美味しい料理を味わいながら、在会35年の間部俊明会員によるBC級戦犯裁判についての語りあり、豪華賞品が当たる福引き大会ありと、盛り沢山な楽しい会となった。

賀詞交換会も新年宴会も、近年会員の参加者がやや寂しい傾向にあるが、会員相互や事務局職員との懇親を深める貴重な機会でもあり、是非ともより多くの会員に参加してもらえたらと思う。

(社交委員会
委員長 中村 俊規)

2015年 法曹テニス・新年初打会

新年早々真剣勝負



1月11日、金沢区にある杉田ゴルフ場テニスコートで、恒例の横浜法曹テニスクラブ初打会が開催された。

今回の初打会には、当会会員とその家族、他会所属弁護士等、総勢60名が参加した。

今年の初打会には、自己申告や過去の成績を考慮してA～Dクラスに分け、ダブルスで各クラス予選はリーグ戦、決勝はトーナメント方式で行われた。

Aクラス決勝は、法曹テニス界で実績十分の田中康晃会員・早崎弁護士(二弁)ペアと、前田康行会員・加藤尚敬会員で争われた。加藤会員は日本代表に選出された経験もあり、素晴らしいショットを繰り出して試合をコントロールし、前田会員がクレバーなプレーで要所を締め、試合を決めた。

Bクラス決勝は、小林雅信会員・秦野弁護士(一弁)が優勝した。小林会員が冷静な戦術眼でチャンスメーカーをし、秦野弁護士が豊富な運動量を活かしチャンスボールを決めた。

Cクラス決勝は、諸節弁護士(東弁)・徳田光子会員ペアが優勝した。諸節弁護士は、諸節弁護士(東弁)・徳田光子会員ペアが優勝した。諸節弁護士は、諸節弁護士(東弁)・徳田光子会員ペアが優勝した。

横浜駅東口 家庭の法律相談センター

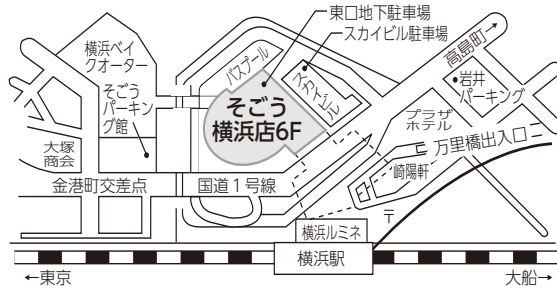
電話／045-451-9648
予約受付時間／毎日10：30～19：00

4/1 リニューアル
オープン

家庭の法律相談
(離婚、相続、成年後見、等)

◆相談時間 45分以内
平日 12：30～15：30、
16：00～19：00
土日祝 10：30～13：30、
14：00～17：00

◆相談料金
5,000円(税込み)



編集後記

スキーシーズンもそろそろ終わります。何年か前から、かかとうが上がるテレマークスキーをストックなしで滑っています。不安定な反面、自由な体勢がとれ、スキーともスノーボードとも通常のテレマークスキーとも違う独特の姿勢になります。すぐにマネする人が現れるかと思いましたが、今のところ誰もマネする人はいないようです。

デスク
記者 市川 勝俣 豪
常磐 重雄
長谷川 篤司
糸井 淳一
山田 一誠